

<論文>

ニュージーランド・チャタム諸島における部族の境界生成 —原住民土地法廷の裁判記録を手がかりに—

前田 建一郎*

要旨

原住民土地法廷が開廷した1870年を前後して、ニュージーランド・チャタム諸島では、部族による慣習的な共同所有が原則だったところに、土地の個人所有という先住民マオリにとって未聞の概念が導入されたことで、正統なる土地の所有者が誰なのかをめぐって、部族間で激しい対立が生じていた。

本論は、19世紀の原住民土地法廷の裁判記録を用いた歴史人類学的な研究である。前半部では、土地の所有者を裁判で確定していく作業を通じて、法的な主体として部族が立ち現れ、その過程でモリオリとンガティ・ムトゥンガの両部族が、慣習についていかなる主張を繰り広げたかを検討する。後半部では、裁判記録の中の個人名をたどることで、相互に深い血縁関係にある部族の成員が、所属と同盟を渡り歩きながら原住民土地法廷をきっかけとして、部族への単一なる帰属を選択していった過程について明らかにする。

キーワード： マオリ、エスニシティ、民族境界論、土地所有制度

目次

- I はじめに
- II 原住民土地法廷の概要
- III 1870年チャタム諸島裁判記録
 - 1 祖先の権利
 - 2 占有の権利
 - 3 征服の権利
- IV 判決
- V 部族の分類
 - 1 ワイタンギ戦争
 - 2 ハーフカースト
- VI おわりに

*洗足学園音楽大学教授

I はじめに

本論は土地所有制度と民族の境界生成との関係についての歴史人類学的研究である。「境界」という言葉を用いるのは、ノルウェーの人類学者フレデリック・バルトが提起した民族境界論 [Barth 1969] の立場を支持しているからである。

ある「民族集団 (ethnic group)」が成立するには、その集団の成員が同一の文化を共有していることが第一の要件だとする見方があるが、バルトによれば、民族にとって文化は所与の条件というよりも民族集団間の境界を維持する社会的システムの結果として捉えた方がより多くのものが得られるという。たしかに民族集団に帰属している成員の主観的な目から見れば、仲間の成員は同一の文化を共有しているように見えるかもしれない。だがその文化を客観的に測定しようとすれば、文化的特徴の内容に著しい差異があるのは珍しくないことであり、通時的な比較を行えば、その傾向はより顕著になる。

バルトは民族集団が囲い込む文化の中身ではなく、集団を規定する境界に注目する必要を喚起している。親族関係や言語や慣習といった成員資格が変化したとしても、民族集団の範疇は必ずしも消滅するわけではない。その継続的性格は、成員とそれ以外の人々、すなわち自己と他者とを区別する境界の維持にかかっている。民族集団はその行為者自身の帰属および同定という行為によって作りあげられている範疇であり、本論の事例が示すように、おそらく多くの場合は経済的利害に左右される。民族集団は成員同士のインタラク션을組織化するような特性を有しており、境界を維持する場として、排除と編入の社会的システムを伴うのである。

本論が民族集団間の境界を生成維持する社会的システムとして着目するのは、19世紀半ばにニュージーランドで、先住民マオリの土地の所有者が誰かを特定するために英国植民地政府が設立した原住民土地法廷である。土地の境界を確定していく作業は、部族の境界生成と表裏一体でもあった。マオリにとっては馴染みのない西欧に由来する概念とマオリの慣習的概念とが交錯する舞台となった原住民土地法廷において、土地の個人所有化を契機として部族間の境界が生成されていった過程を、本論では19世紀のチャタム諸島の裁判記録を用いて明らかにしていく。植民地政府がマオリを統治するために導入した近代的な枠組みは、原住民土地法廷というシステムを通して浸透していったのである。

II 原住民土地法廷の概要

1865年制定の原住民土地法に基づいて設立された原住民土地法廷によって、マオリの土地所有制度は劇的な変化を遂げることになる。それまで西欧人は個人でマオリから土地を買うことはできず、クラウン（英国王室）に排他的な先買権があったのだが、この法律以降は原住民土地法廷で所有権が確定した土地に限って、西欧人もマオリも自由に売買する

ことが可能になった。原住民土地法は、依然としてマオリの所有慣習に従属していた植民地内の土地に関して、以下の四つの連動する目的があると宣言していた。

1. マオリの所有慣習に応じて、土地の所有者だとされる人を確認すること。
2. 慣習的所有の権利の撲滅を促進すること。
3. 慣習的な所有形態を、クラウンに由来する権利へと転換すること。
4. マオリの所有慣習の下にある土地の世襲に関する規制を設けること。

この法律の目的が、マオリの慣習的な土地所有の形態を近代的な個人所有に転換することにあつたのは明白である。実際マオリの諸慣習の中でも、植民地政府が最も困難に直面していたのは部族による土地の共同所有だった [Firth 1929: 468]。部族の首長でさえも、土地に対して個人的な権限を行使することはできなかった。政府は植民地の土地を購入しようにも、その対象となる相手が居なかったのである。そこで土地購入の交渉相手を特定するための機関として設けられたのが、原住民土地法廷だったと言える。

ところがこの制度の導入に伴って生じる部族社会側の混乱を予期した植民地政府は、当初苦肉の策をとらざるをえなかった。これは「十人所有者ルール」と呼ばれ、部族を代表する被信託者として選ばれた十人に対して、土地の共同所有権を与えるやり方だった。このルールでは、土地の所有者に対して発行される証明書「クラウン・グラント」に記載される所有者の最大数は十人だと定められた。被信託者たちは部族の代表という表向きではあったが、グラントを与えられるや事実上の法的所有者としてふるまうようになり、部族の他のメンバーの同意無しに勝手に土地を取引してしまうことはしばしばだった。このルールは 1873 年の法改正で修正され、共同所有者間で土地を分割して個人登録することが可能になり、マオリの土地の個人所有化には一層拍車がかかることになった。

原住民土地法廷の聴聞に先立っては、必ず土地の境界線を定めるための予備調査が実施されることになっていた。この予備調査はくせもので、土地境界の確定に加えて、他に重要な機能があった。それは予備調査に伴って発生する費用の問題である。調査費用はかなりの金額で、土地の評価額全体の 20%から 25%が相場だった。この巧妙な仕組みにおいては、土地を売買する仲介人はマオリをそそのかして所有権を申し立てる際に必要な事前調査を実施し、この調査費用はいつのまにかマオリの借金になっていた¹。現金を得る手段が限られていたマオリには費用を支払うすべはなく、土地法廷で所有権が認められる頃には土地はすっかり借金の抵当に入っているというわけである [Sinclair 1959: 143]。

原住民土地法廷が初めて開かれた 1870 年は、チャタム諸島では農業の発達と西欧人の

¹ 例えば 1868 年にチャタム諸島で行われた予備調査では、あるブロックの調査の為に駐在官から 1,000 エーカーにつき 3 ポンドの費用を請求され、150 ポンドもの支払いをするようになった例が証言に記録されている [CIMB1 24 June 1870, cited in WAI64 C36: 50–51]。

移住者の増加に伴って、土地が新たな価値を持つようになった時期と重なっていた。ニュージーランド南島のクライストチャーチから東に 750km の絶海に位置するチャタム諸島は、19 世紀前半はアザラシ猟と捕鯨の中継基地として賑わった補給港であり、農業は発達していなかったが、1860 年代以降は西欧人が持ち込んだポテトや羊毛の輸出が盛んになった。沿岸部の平坦な土地の草原は伐採され、チャタム諸島の経済は激変した。

西欧人入植者は農業のために必要な土地をマオリとリースの約束を交わすことで借り受けていた。だが 1870 年の原住民土地法廷を経て所有権が確定する以前までは、土地のリースは公には違法であり、チャタム諸島では西欧人によるマオリの土地のリースは事実上野放しになっていた。1867 年の予備調査までに、土地全体のおよそ 60%にあたる 120,000 エーカーが、西欧人にリースされるようになっていたという [AJHR 1867 A4: 6]。

農業経済への移行と土地のリースの活性化に伴って、チャタム諸島では土地の経済的価値が一挙に高まり、そのことにマオリたちは大いに沸き立った。マオリの部族ンガティ・ムトゥンガの首長トエンガが、「西欧人に土地をリースすることを通じてのみ、我々は今まで耕作することができなかった土地の一部の価値に気づくようになった」 [CIMB1 20 June 1870, WAI64 C36: 39] と法廷で述べたように、土地が金銭を産み出すようになったことで、マオリの住民たちの土地に対する意識は変容したのである。

こうした状況を目の前に、もう一方のマオリの部族であるモリオリは黙っていられなかった。モリオリは、英国海軍のチャタム号が 1791 年にチャタム諸島を発見した時に住んでいた先住民の子孫だが、1830 年代にニュージーランド本島から移住してきたンガティ・ムトゥンガに武力で征服され、以来従属を余儀なくされてきた。ところが地代の分け前をめぐって、モリオリはンガティ・ムトゥンガにようやく叛旗の狼煙を上げたのである。

彼らが地代を受け取った時、我々は自分たちの分け前をもらいに行ったが、何ももらえなかった。このことから、主人たちとは一線を画した行動をとることを我々は心に決めた。なぜなら彼らは我々に数え切れないほどの嘘をついてきた [CIM B1 17 June 1870, cited in WAI64 C36: 24]。

モリオリによれば、ンガティ・ムトゥンガが土地のリースによって得た利益をチャタム諸島のかつての所有者だったモリオリに分配しなかったことに争いの原因があるという。一方ンガティ・ムトゥンガの言い分では、土地と地代を対等に分かち合うという提案をしたにも関わらず、和解を拒絶したのはモリオリである。それどころか、チャタム諸島の土地全てを手に入れるという法外な要求を出してきたモリオリに非があるのだという。

我々ンガティ・ムトゥンガは、ひとつの人々になるべきだし、ひとつの皿で食事をすべきだという趣旨の提案をモリオリにした。彼らはそれを拒み、チャタム諸

島の全てを手に入れようとしている。ひとつになるという我々の提案は、土地の地代と土地を我々と彼らが対等に分かち合うというものだった [CIMB1 18 June 1870, cited in WAI64 C36: 32]。

原住民土地法廷が開廷した 1870 年には、両者の確執はいよいよ決定的になっていた。土地の個人所有という未聞の概念が降ってわいたことで、チャタム諸島では「原住民である」ことが新たな意味を帯びるようになったのである。いよいよ次節では、武器無き抗争の舞台と化した原住民土地法廷での両者の仮借ない論戦の様子をつまびらかにしていく。

Ⅲ 1870 年チャタム諸島裁判記録

原住民土地法廷は、1870 年 6 月 16 日にチャタム諸島の交易と行政の中心地であるワイタンギで開廷した。判事はジョン・ローガンで、通訳を兼ねた判事補佐官はハレ・チャーلز・ウィリカケだった。法廷では主にマオリ語が使用されたが、法廷での証言を書き留めた裁判記録 Chatham Islands Minute Book (CIMB) は全て英語で書かれている²。

以下では、土地の所有者を確定する際の原理として重視された「三つの慣習」について当事者たちがどのような主張を繰り広げたのか、裁判記録の証言から明らかにしていく。

1 祖先の権利

最初に検討するのは、祖先に由来する権利、「タケ・トゥプナ *Take Tupuna*」である。これは土地を最初に発見し、その後長年に渡って利用していたことから生じる権利であり、祖先を通じて継承される。マオリの慣習において世襲の中心的原理だったタケ・トゥプナについて、土地法廷の判事ジョン・ホワイトは以下のように述べている。

この島々 [ニュージーランド] には、権利が主張されていない土地は 1 インチもないし、名前がついていない丘や谷や川や森はない。[中略] 世襲の保有権とは以下の通りである。権利要求は、父や母や兄弟や他の近い親戚ではなく、祖父や祖母の権利を根拠にしている。首長が死の床で、土地を子供たちに分割することもあった。この子供たちの権利要求は、全ての場合において祖父に由来していた。[中略] その関係がどんなに遠くとも、彼らが同じ祖先にまで起源を遡ることができる限りにおいて、祖先が所有していた土地に対して対等な権利を彼らはみな主張するのである [AJHR 1890 G1: 12]。

² 本論で引用している Chatham Islands Minute Book の証言は、1990 年代にモリオリの部族団体がワイタンギ審判所に提出した参考資料集 WAI64 を直接の参照源にしている。

この祖先を通じた権利こそは、ニュージーランドの植民地行政が初期の頃から採用してきた最も定評のある原理であり、祖先の系譜を示したジェネオロジー、「ファカパパ *Whakapapa*」を通じて表明される。それゆえ原住民土地法廷の裁判記録においては、祖先の系譜や祖先と土地との関わりについての証言がかくも豊かに記録されることになったのである。チャタム諸島では、土地を最初に発見した祖先を通じた権利こそは、モリオリが土地への権利を主張する最大の根拠であった。

私は祖先のコケを通じて、土地への権利を主張する。カフは最初にここに到着した首長の名前である。彼はハワイキから来た。彼が乗って来たカヌーはランギタマだった。そのカヌーの首長はマワケだった。もうひとつのカヌーの名前はランギホウアだった。そのカヌーの首長はコレクロアだった。もうひとつのカヌーの名前はホロプケだった。そのカヌーの首長はモエだった。我々反訴者は、これらの人々の子孫である [CIMB1 17 June 1870, cited in WAI64 C36: 23]。

原住民土地法廷では、権利を主張する土地を祖先から受け継いだということにとどまらず、その土地を利用していた経歴、つまり耕作を行っていたことを示す必要があった。だがモリオリが西欧との接触以前に、農耕を行っていたことを示す考古学上の証拠は見つかっていない。モリオリは 18 世紀までは、島内の土地を転々としながら、アザラシ猟や海産物に頼った狩猟採集生活をしていた [Skinner 1923]。狩猟採集の移動民だったモリオリにとって、継続的に耕作をしていたと主張するのは不可能なことになる。

我々モリオリは、以前は無数の人数がいて満足していた。我々は人を殺すということを理解できない。我々は魚やあひるや鳥をとって暮らしていた。その時期には、ポテトも豚も無かった。我々はアザラシの皮以外に体を覆うものは持たなかった [AJHR 1867 A4: 4]。

一方のングァティ・ムトゥンガは、チャタム諸島に移住したのは 1836 年以降のことであり、わずか三十年で祖先を通じた土地への権利を主張するには、明らかに根拠が薄弱だった。マオリの征服行為においては、勝者は敗者の男たちを殺し、その妻をめとることで、女性の家系を通じて元々の占有者の祖先の権利、タケ・トゥプナを我がものにするのが一般的だったが [Waitangi Tribunal 2001: 44]、ングァティ・ムトゥンガはモリオリのことをオーストラリアの先住民を指す蔑称で呼び、奴隷化こそすれども婚姻の対象とはみていなかった [Hunt 1866: 29]。たしかに 1870 年の土地法廷において、モリオリの女性と婚姻したことを証言したングァティ・ムトゥンガは、誰一人いなかった。祖先に由来する権利は、チャタム諸島では土地権利を確定する際の決定的要件にはならなかったのである。

2 占有の権利

「火を絶やさずに燃やし続ける」を意味する「アヒ・カ *Ahi Kaa*」は、土地を継続的に占有していることを根拠にした権利である。祖先から受け継いだのか、征服によって他者から奪い取ったのか、土地を手に入れた経緯はともかく、過去から現在まで連続して土地を占有していることが明らかになって、初めて権利が認められるとされた。

継続的な土地の占有ということに関して言えば、ンガティ・ムトゥンガは圧倒的に不利な立場にあった。ンガティ・ムトゥンガは、1830年代にニュージーランド北島のタラナキ地方で競合する部族との争いに敗れた後、漂泊の果てにすでに先住していたモリオリを征服することで、チャタム諸島に定住するようになったわけだが、彼らは1866年に原住民補償法廷 (Compensation Court)³が故郷のタラナキで開かれるという事を知るや、チャタム諸島の土地を放棄して大挙してタラナキに帰還していたのである。

1870年の原住民土地法廷の予備調査のために、1867年3月26日に原住民省から派遣されたヘンリー・ハースがチャタム諸島を訪問したのは、ンガティ・ムトゥンガが一斉にチャタム諸島を去ろうとしていた最中だった。この時のハースの訪問の主たる目的とは、土地の予備調査に対してマオリの住民から事前の同意を確保することと、もうひとつはタラナキへの帰還を思いとどまるよう説得することにあつた。

ハース：彼らカインガロアの人々はタラナキに移住し、そこに定住する意図があるという報告が届いた。もしこれが本当ならば、その方針を採用することで、彼らが得るものは何もないということを彼らに知らせるのが私の仕事である。

パマリキ：私はタラナキに行くことを考えている。

ハース：そこに行っても、何も有利なものとは得られない。この土地（チャタム諸島）は良質で、良い港もある。食料は豊富で、たくさんの馬や家畜がいる。

パマリキ：ハースさん。あなたが言ったことは本当である。だが我々が戻りたいと願うのは、タラナキが我々の祖先の土地だからである。

[AJHR 1867 A4: 6]

ンガティ・ムトゥンガの中には、自分の故郷はチャタム諸島ではなく、ニュージーランド本島のタラナキだと考える者が少なくなかったのであり、彼らは新天地のチャタム諸島を捨ててタラナキに再移住するという明確な意志を持っていた。結局ハースの説得もむなしく、1860年代末には大多数のンガティ・ムトゥンガがタラナキに帰還した。

1866年にタラナキ地方最大の都市ニュープリマスで開廷した補償法廷には、ンガティ・

³ 原住民補償法廷は *New Zealand Settlement Act* を根拠に、原住民土地法廷は *Native Land Act* を根拠に設立された点で異なる司法管轄権を持つ。だが両法廷の業務には重複する部分が多く、原住民土地法廷に典型的な判例の数々が、補償法廷でも採用されていた。

ムトゥンガ以外にも、ワイカト地方から来た他の部族の侵略によって故郷を追われ、別の地方に移り住むことを余儀なくされた様々な前歴を持つタラナキ・マオリの諸部族が、権利要求を申し立てていた。これらの不在者たちは、我こそが祖先の時代からの土地の所有者だと法廷で主張した。チャタム諸島を征服したマオリからは、158 の権利要求が提出された。これに対して、1866 年 6 月にフェントン判事が下した判決は以下の通りである。

証拠によれば、1840 年にニュージーランド政府が設立して以来、現在チャタム島に住んでいるタラナキの部族の一派の人は、故郷の土地を再び占有するために誰も戻ってはいない。それゆえこのブロック内のいかなる土地に対しても、彼らは権益や権利を要求する資格がないと我々は考えている [AJHR 1866 A13: 4]。

この判決が示す通り、チャタム諸島からタラナキへと帰還した人々は、結局わずかな土地権利だけしか得られなかった。1840 年以降一度もタラナキに戻らなかった事実があったために、彼らは継続的な土地の占有という観点で、権利を裏付けられなかったのである。

その後チャタム諸島から来たタラナキ・マオリのうち、ンガティ・タマのほとんどがタラナキに留まり、チャタム諸島に帰ることはなかった。ンガティ・ムトゥンガもまた、タラナキ地方でその後開かれた原住民土地法廷で二度目の敗北が決定的になる 1880 年代初頭までタラナキに留まり続けた。1870 年の時点では、彼らの多くがチャタム諸島に帰る意志がなかったことは、ンガティ・ムトゥンガの首長パマリキの証言からも明らかである。

主要な権利要求者以外の人はニュージーランドにいる。ニュージーランドには 200 人がいるだろう。他の人たち全てを代表するために、私たちのうち 15 人がニュージーランドから来た。これらのニュージーランドにいる権利要求者は、ここには決して戻ってこないだろうから、私たちはその土地を売るつもりである [CIMB1 24 June 1870, cited in WAI64 C36: 51]。

継続的な占有という観点から言えば、ンガティ・ムトゥンガのほとんどはチャタム諸島を放棄していたために、モリオリには大きなアドバンテージがあったことになる。1866 年のハースの予備調査では、島内の人口はモリオリが 113 人で、ンガティ・ムトゥンガは 37 人であり、もはやモリオリは多数派の座を奪還していた [AJHR 1867 A4: 7]。

招かれざる闖入者が一斉に去ったまさにその時に土地問題を裁く法廷が開かれることになったのだから、チャタム諸島の真の所有者が誰なのかが告げられる日に向けて、モリオリの期待は高まる一方だった。1870 年当時に駐在官を務めていたトーマスは、チャタム諸島では潜在的に暴力的な状況が生じていることを植民地政府に手紙で報告している。

チャタム諸島をめぐる土地の所有権に関して、ずっと遠い過去から妬みと焦燥が、マオリたちとアボリジニの間にいつも存在してきたことは疑いの余地がない。この妬みと焦燥は、今や深刻な局面を迎えている。というのもマオリの人口の多数がタラナキに戻ったことで、モリオリは土地への権利に大きな期待を抱いている。このモリオリたちの前進的な期待には、明らかにマオリたちも気づいている。そしてマオリたちが非常に興奮して血が流れないか私は恐れている [Captain Thomas to Colonial Secretary, 23 June 1870, cited in WAI64 A16(a) doc1.16]。

3 征服の権利

「タケ・ラウパトゥ *Take Raupatu*」とは、征服を通じて得られる権利である。1870年の原住民土地法廷で命運を分けたのは、ンガティ・ムトゥンガとモリオリの征服にまつわる慣習の違いだった。最初に断っておかなければならないのは、マオリの近代の歴史を見れば、武力を伴う征服行為は正統な慣習的手続きとして認められており、土地を支配する際に最も強力な方法だったという点である⁴。19世紀初頭、西欧人が交易品の対価としてもたらした銃器によってマオリの部族間のバランスは大きく崩れ、抗争が各地で頻発していた。征服者の部族は、戦いの後で被征服者の女性と婚姻し、長期に渡って土地を占有することを通じて、被征服者の土地のマナ *mana* (力・威信) を我がものにするのが支配を確立する際の適切な手続きだとみなされていた [Waitangi Tribunal 2001: 113]。

チャタム諸島よりも一足先にタラナキで行われた補償法廷で敗北を喫していたンガティ・ムトゥンガは、法廷でのポイントをよくわきまえていた。雪辱を期して望んだ1870年のチャタム諸島での原住民土地法廷で、ンガティ・ムトゥンガは慣習にのっとり、モリオリを「適切に」征服したことによって土地を手に入れたのだと主張した。

私は古代の慣習に従ってこれらの場所を手に入れた。そして私は私自身のために、この土地を所有しつづけてきた。私は土地とともに人々を手に入れた。我々が手に入れた人々の何人かは逃亡した。森へと逃げ込んだ人々の何人かを我々は古代の慣習に従って殺した。この時から私は土地が我々のものだと知った [CIMB1 16 June 1870, cited in WAI64 C36: 19]。

ではもう一方のモリオリは、征服の権利についてどのように対処したのか。モリオリの主張によれば、マオリの慣習が一般的には武力を肯定していたのに対して、モリオリの祖先ヌクが定めた慣習では戦い、特に死に至らしめる戦いが禁止されていた。意外にも土

⁴ 本来のマオリの慣習では、征服の権利よりも祖先の権利に重きが置かれていたのだが、原住民土地法廷において初めて、征服の論理の方がより重視されるようになったという見解を今日のワイタンギ審判所は示している [Waitangi Tribunal 2001: 139-141]。

地法廷でモリオリは、征服に際して「無抵抗」だった事実を強調したのである。

我々のモリオリの首長たちは、アワパティキと呼ばれる場所で集会を開いた。この集会で、我々はニュージーランド人〔ンガティ・ムトゥンガ〕のことを攻撃し、戦うべきだと提案された。なぜなら歴史では彼らはカンニバルだと言われていた。この提案は拒否された。なぜなら我々の祖先パケハウは戦争とカンニバルを終結させた。その後ヌヌクと呼ばれる首長があらわれ、その法を確認し、戦争とカンニバリズムを終結させた。140人の首長がこの集会に集まった。全部でおよそ1000人がいた〔CIMB1 17 June 1870, cited in WAI64 C36: 26〕。

この集会は、ニュージーランド人を殺すべきかどうかという問題について議論するためのものだった。タパタとトレアはこの集会で、ヌヌクの法を無視するべきではないと定めた。その直後にニュージーランド人たちは、モリオリを何人も殺した〔CIMB1 18 June 1870, cited in WAI64 C36: 30〕。

モリオリは自分たちから攻撃をしかけることはなかったし、ンガティ・ムトゥンガが武力を用いて仲間を殺害した時にもなお無抵抗を貫いた。征服に際してモリオリが一切抵抗しなかった以上、ンガティ・ムトゥンガにはモリオリを殺す理由など本来なかったはずである。それにも関わらず、ンガティ・ムトゥンガはモリオリを羊のように容赦なく殺戮した。モリオリの慣習からみれば、復讐の必要もないのに血が流されたことで、ンガティ・ムトゥンガの土地に対する権利を申し立てる資格は失われたことになる。被征服者だったモリオリは、征服に際して必要のない血が流されたというンガティ・ムトゥンガの落ち度を突くことで、チャタム諸島の領土全ての奪還を狙う戦略をとったのである。

ニュージーランド人たちは、我々を羊のように殺し始めた。ブッシュで、岸部で、我々を見つけるとどこでも、彼らは我々を殺し、仲間のある者は食人された。〔中略〕我々モリオリに対抗して、チャタム諸島の権利を主張する根拠など彼らにはない。私は彼らの権利は断固として認めない。なぜなら彼らによって流されたモリオリの血は、決して復讐によるものではなかった。それゆえ彼らには島に対する権利はない〔CIMB1 17 June 1870, cited in WAI64 C36: 27〕。

ンガティ・ムトゥンガによるモリオリの虐殺は数百人の規模だったようである。1835年の時点では2,000人いたと推定されるモリオリの人口は、英国国教会の宣教師セルウィンが1848年に布教でチャタム諸島を訪れた頃には、268人まで減少していた。1840年代にキリスト教が到来することによってモリオリは、ようやく殺戮の危険からは解放された

が、わずかに生き残ったモリオリは奴隷化され、「農奴のような状況におとしめられ、侵略した人種の幼い子供達の命令にまで従うことを余儀なくされた」[Selwyn 1849: 98]。

ンガティ・ムトゥンガが数々の非道を働いてきたことは、本人たちの証言によっても裏付けられていた。ンガティ・ムトゥンガは征服の権利を判事に印象づけるために、被征服者であるモリオリをいかに無慈悲に殺戮したかを力を込めて証言していたのである。

我々の慣習に従って、我々は土地を手に入れ、人々をとらえた。我々は一人ももらさず全ての人々をとらえた。中には逃げた者もいた。我々は彼らを殺し、逃げなかった者も殺した。けれどもそれが何だというのだ。それは我々の慣習に従っていた。これらの人々の多くが我々に殺されたが、我々の中には彼らに殺された者はいなかった [CIMB1 16 June 1870, cited in WAI64 C36: 19–20]。

補佐官：あなた達は彼らを丁重に扱いましたか、それとも奴隷にしましたか？
ラカタウ：我々は彼らを最初から奴隷にした。

補佐官：あなた達が彼らにしたように、彼らの首長の誰かがあなた達を復讐のために攻撃しましたか？

ラカタウ：いいえ。

補佐官：彼らはあなた達を追い出したり、土地を取り戻そうと望みましたか？
ラカタウ：いいえ。過去にはそうではなかった。最近だけである。

[CIMB1 16 June 1870, cited in WAI64 C36: 22]

これらの証言から言えるのは、征服に関するンガティ・ムトゥンガとモリオリの供述は似通っているということである。ンガティ・ムトゥンガが無抵抗のモリオリを容赦なく殺戮し、長年隷属させることによってチャタム諸島を手に入れたという征服の事実に関する供述では、両者はほとんど同じ事を述べているように見える。大きく異なる点があるとなれば、それは征服に関する両者の慣習の相違である。ンガティ・ムトゥンガにとっては、武力を伴う征服によって土地を手に入れることが、正当な慣習的な手続きである。

対して無抵抗を命ずるモリオリの慣習では、武力は禁じられており、武力によって血が流されれば、土地のマナは失われる。ニュージーランド総督のジョージ・グレイに宛てた1862年の嘆願書で、モリオリの若き指導者ヒラワヌ・タブは、ンガティ・ムトゥンガの所業がいかに英国法に反しているかを主張し、政府による特別な救済を求めている。

友よ、英国の法とともにあなたに挨拶申し上げる。その法は聖書に由来している。英国には神の大義がある。カンニバルの人々は英国の法を破ったり、無視したりすることはできない。なぜなら白人の法の源は神なのだから。[中略] マオリの権

利はきちんとしたものではなく [not straight]、彼らは我々の土地に対する権利を盗んでいる。これは正しいことではなく、事前に支払いをすることは正しいことではない。[中略] 法によれば、不正に取得した土地は、事前の人々のもとに戻されなければならない。この島を正しい方向に戻さなければならない。ここで行われていることは、法に一致しない。我々からの願いは、あなたにここに来て欲しいということです。あなたは我々に英国の法をもたらすべきです。我々モリオリは、法がない場所に生きている [Hirawanu Tapu to G.Grey, July 1862. GNZMS 144, cited in WAI64 A16(a) doc1.12: 115–116]。

この嘆願書⁵は、ヒラワヌ・タブがモリオリの言語で起草した文書であり、西欧人による英語の記録ではない、モリオリが自分たちの主張を自らの手で記録した無二の現存資料だとされてきた。ンガティ・ムトゥンガによる征服を目前にした 1835 年の大集会以来、およそ三十年ぶりにモリオリの人々は、1862 年に再びテ・アワパティキに一堂に会した。彼らはその集会で自分たちの慣習が武力を禁じる平和的なものであることを確認し、31 人のモリオリの長老の署名を添えて、グレイ総督に嘆願書を送ることを決めたのだった。

さらに 1868 年にはヒラワヌ・タブは、チャタム諸島の住民で素人民族誌家として数多くの記録をポリネシア協会の学会誌に発表した英国人アレクサンダー・シャンドと協同して、生き残っている数少ない長老たちからモリオリの歴史や伝承を収集する作業に取り組むようになった [Shand 1894: 91]。おそらくヒラワヌ・タブは、こうした収集作業を通じて西欧人とやりとりを重ねる中で、英国の法の原理を学び、モリオリの平和的な慣習と比較するようになったのだろう。ヒラワヌ・タブは 1870 年の土地法廷の証言で、ンガティ・ムトゥンガの傍若無人ぶりを告発するだけにとどまらず、モリオリの慣習が英国の法の精神にかなっていることを強調するようになっていた。

私は英国の法における権利と土地に対する我々の権利とを比較してきた。我々の土地に関してブラウン総督に手紙を書くように、私は勧められた。私は、彼とジョージ・グレイ卿と手紙のやりとりをした。彼らとの手紙のやりとりで、私たちの法を英国の法に基づいて調べてもらうという望みを私は説明していた。ハリエット号のドレーク船長から我々は最初に土地に関する英国法を知った [CIMB1 17 June 1870, cited in WAI64 C36: 27]。

⁵ ここで参照している嘆願書は、オークランド公立図書館のジョージ・グレイ・マオリ・コレクションから発見された。このコレクションは、グレイが 1854 年から 1861 年にかけて総督を務めた南アフリカに収蔵されていたが、1920 年代にニュージーランドに返還された。そのうち「GNZMS 16」と「GNZMS 144」の二つが、モリオリに関係する文書である。

ンガティ・ムトゥンガは、武力によって敵を殺戮するという慣習に従っていた。モリオリもまた、暴力に対して無抵抗を貫くという祖先の慣習の通りにふるまった。それでは原住民土地法廷の論理の下では、一体どちらの慣習が妥当だと判断されたのだろうか。

IV 判決

ところが原住民土地法廷は、ンガティ・ムトゥンガがモリオリを征服した問題について判断を下す司法管轄権を持っていなかった。ワイタンギ条約が締結された1840年以降に部族間の暴力によって生じた事態については、英国の法と正義にのっとり植民地政府は物事を正しい方向に修正する責務があった。だが1840年以前に起きた征服行為について、原住民土地法廷は問題にすることはできなかったのである。

ワイタンギ条約とは、クラウン（英国王室）とマオリの諸部族の首長たちとの間で1840年に交わされた条約で、マオリの首長たちはニュージーランドにおける主権（sovereignty）をクラウンに譲渡する代わりに、クラウンはマオリの所有権を保護し、マオリに英国臣民としての特権を保証することを約束していた。

ここではワイタンギ条約が締結された1840年2月6日という日時が、決定的に重要である。この日を前後して、ニュージーランドの時間は、英国の法が実効する秩序の世界と野蛮な原住民が支配する無法の世界とに隔てられる。条約以降の世界では英国法の下での不法行為は許されないが、条約以前の出来事については一切が不問に付されることになる。原住民土地法廷の首席判事フェントンは、1866年に以下のように定めた。

1840年以前に追放されたか、自発的に土地を放棄するかして土地を失ったマオリの個人に所有権を回復したり、権利を改善するために英国の政府がこの植民地に来たということが理にかなっているとは我々は考えない。法廷が関与する限り、権利を解決すべきある時点を目録する絶対的な必要があると考えており、我々はその時点とは1840年に英国政府が成立した時だと決定した。政府の同意によってその後所有が移転した場合を除いて、1840年の時点で土地の実質上の所有者だったということを証明できる人は全て、その土地の現在の所有者だとみなされなければならない [AJHR 1866 A13: 4]。

ワイタンギ条約が保障する諸権利は、あくまでも1840年以降に起きた出来事に関してのみであって、1830年代に起きたンガティ・ムトゥンガによるモリオリの殺戮と征服を土地法廷が裁くことはできなかったのである。ところがワイタンギ条約以前に生じた問題については英国の司法管轄権が一切及ばない「1840年ルール」と呼ばれる重要な原則をモリオリは十分に理解していなかった。

ここには大きな混乱がある。マオリたち自身の間にも混乱がある。〔中略〕我々の主人の手に全て委ねられているから、私たちモリオリは何も言うことはない。あなたが読み上げたその原住民土地法は、学校に行ったことのある若者しか理解していない [AJHR 1867 A4: 4]。

その証拠に、ンガティ・ムトゥンガによる征服が 1836 年だったということをモリオリは法廷で自ら認めてしまっていた。例えばモリオリのカラカは、「ニュージーランド人たちは 1836 年にこの島に到着し、我々を囚われの身にした。」 [CIMB1 17 June 1870, cited in WAI64 C36: 23] と証言していた。

対するンガティ・ムトゥンガの方は、1866 年にニュージーランド本島の故郷のタラナキで開催された補償法廷では、結局わずかな土地権利しか認められなかったのだが、彼らはこの敗北の経験から土地法廷のオペレーションの要点がどこにあるのか学んでいたに違いない。ンガティ・ムトゥンガの有力な首長ポマレは、チャタム諸島を征服したのは 1836 年だったと法廷で念入りに確認していた。

判事：あなたはどのようにして島を手に入れましたか？

ポマレ：私は武力によって手に入れた。私がこの島を手に入れたのは 1836 年のことだったと私は信じている。

判事：あなたは島に誰か住民がいるのを見つけましたか？

ポマレ：私たちは 1836 年に住民を見つけた。私たちはこの場所に来て、住みつき、手に入れた。私たちがそれを手に入れた時、私たちは彼らから彼らのマナを手に入れ、その時から今まで私は土地を占有してきた。これが私の主張の根拠である。

[CIMB1 16 June 1870, cited in WAI64 C36: 18]

ンガティ・ムトゥンガは慣習に従って無秩序に武力を行使した野蛮な「過去」を法廷で暴露することによって、判事の期待に応えようとした。一方でモリオリは、無抵抗の慣習を墨守したと主張することによって、「現在」の秩序たるキリスト教と英国法の理性に訴えることが正攻法だと考えた。モリオリにとっては、長年におよぶ隷属からの解放をもたらしてくれたキリスト教に照らした時に無抵抗を貫いた祖先の平和的な慣習こそは、ンガティ・ムトゥンガの暴力的な慣習に勝る正義だった。ンガティ・ムトゥンガの野蛮な慣習が、法廷で支持されるはずはないとモリオリの人々は確信していたことだろう。

ところが結果は全く逆だった。モリオリの人々の期待は、判決で見事に裏切られることになる。以下は、チャタム諸島の交易の中心となったワイタンギ港が位置し、両者が互いに最も激しく主張をぶつけ合ったケケリオネの土地ブロックの判決文である。

1836年に多くのニュージーランド人が、チャタム島のワンガロアと呼ばれる場所に到着した。彼らは元々の住民をとらえ、従属状態におとしめ、ブッシュに逃げようとした者を殺すことで、ファレカウリ〔チャタム島〕を手に入れた。権利要求者たちは、征服によってこの土地に対する権利を求めているだけなのである。彼らはあの時から現在まで、邪魔されることなく占有を続けてきた。

反訴者であるカラカ・ンガムナンガパオアとモリオリの人々は、この島々の元々の住民の子孫であり、ハワイキからここに来た祖先からこの土地に対する権利を主張している。カラカや他のモリオリの証言では、ニュージーランド人たちがここに1836年に来て、モリオリを奴隷の状態に貶め、キリスト教が導入されるまで過酷な状況からモリオリを解放しなかったということを彼らは自ら認めていた。1859年にニュージーランド人たちは、チャタム諸島で羊と家畜の放牧のために、一定の土地を西欧人にリースすることに同意した。モリオリはリースに関して相談を受けたが、利益に関わることに何も異議を唱えなかった。それゆえニュージーランド人たちは賃貸料を受け取った時に、モリオリが賃貸料に関わることを許さなかった。その結果モリオリたちは、その時から現在まで主人とは袂を分かち、原住民土地法廷の前に来て、チャタム島全部がモリオリに与えられるべきだということを要求している。

この権利要求で与えられた証言を十分に注意深く考慮した結果、ウィ・ナエラ・ポマレと彼の共同権利要求者たちが以下のことを明白に示したというのが法廷の意見である。ウィ・ナエラ・ポマレと共同権利要求者たちは、チャタム諸島の元々の住民を征服し、武力によって土地を手に入れ、モリオリの人々を彼らのルールに従属させた。さらに元々の所有者に対して、不動産のいかなる部分もその後諦めることはなく、実際の占有によって征服を維持しつづけてきた。ニュージーランド人たちは、モリオリの生活を支えるために、耕作するのに十分な土地を与えていた。それゆえ法廷は、ウィ・ナエラ・ポマレとンガティ・ムトゥンガ部族が原住民の慣習に従って、このブロックの正当な所有者であるという意見である。

[CIMB1 23 June 1870, cited in WAI64 C36: 59]

結果として1870年の判決では、審議の対象となった土地のうち、ンガティ・ムトゥンガには97.3%にあたる58,115ヘクタールを、モリオリには2.7%にあたる1,640ヘクタールが与えられた[WAI64 A10: 88-91]。生活のために必要な分だけの土地をモリオリに与えるという意志を表明していたンガティ・ムトゥンガ⁶と比べて、和解を拒み、チャタム諸

⁶ ラカタウは、「彼ら〔モリオリ〕はこの土地の古代の所有者であり、それゆえ私は彼らに土地のいくつかを与えようと考えた」[CIMB1 1870 June 18, WAI64 cited in C36: 34]と述べ、自らが権利を主張する土地の境界内にモリオリが土地を得ることを認めていた。

島全土の土地の権利を排他的に要求するモリオリの主張は法廷では歓迎されなかった。

1870年の判決では、ンガティ・ムトゥンガとモリオリの慣習法上の対立についても、英国の法的原理の適用についても、法廷側は一切見解を示さなかった。しかしローガン判事が征服による権利を重視し、祖先による権利にはあまり重きを置いていなかったのは明白である [Waitangi Tribunal 2001: 120–121]。

継続的な占有の権利については、一週間にわたる聴聞で、ンガティ・ムトゥンガの大半が1860年代にチャタム諸島を不在にしていたことが証言から明らかになった。だがンガティ・ムトゥンガには、わずか数名の仲間が島内に留まり、「火を絶やさぬ」ように土地への占有を続けていたという事実があったために、決定的な失点にはならなかった。

1859年に我々はニュージーランドへ戻り、私は1863年にこの場所に戻った。マタラエと呼ばれる土地のブロックを、パマリキと私の妹とモリオりに管理を任せて、再びニュージーランドへ戻った。私は再びニュージーランドから戻り、この土地に住んだ [CIMB1 18 June 1870, cited in WAI64 C36: 33]。

結局ローガン判事は、継続的な占有と征服という二つの慣習的手続きについて、ンガティ・ムトゥンガは首尾良くやってきたと判断したのである。一方モリオリは、祖先の権利については圧倒的な利がありながらも、征服の権利について重大な落ち度があることが法廷で明らかになった。モリオリは非暴力・無抵抗を貫くことで、祖先の慣習を守った点を主張したにも関わらず、そのような前例のない論理は法廷では受け入れられなかった。

それどころか征服を試みたンガティ・ムトゥンガに対して、モリオリが一切抵抗しなかったという供述は、征服を受け入れたことの何よりの証拠だと見なされたのである。さらにモリオリが長期間奴隷に貶められたことからの救済を求める陳情は、ンガティ・ムトゥンガが誰にも邪魔されることなく占有を継続し、1840年以降も征服時の状況を変わずに維持してきたことを示す絶好の証拠になってしまった。

結果として見ればモリオリは、敵対しているはずのンガティ・ムトゥンガの主張を裏付けるような証言をしてしまったことになる。もちろん土地法廷で、モリオリの証人たちが実際に意図していたのは、ンガティ・ムトゥンガによる大量殺戮や、十数年におよぶ奴隷化など、モリオリが被ってきた数々の不正義がいかに根深いかを示すことにあった。だが皮肉なことに判事の目には、そうした供述はンガティ・ムトゥンガによる征服がいかに強固に持続しているかを示す証言にしかうつらなかつた。

ここにモリオリが無力な犠牲者であることを主張すればするほど、ンガティ・ムトゥンガによる征服の確からしさをますます強化するという、奇妙な論理の一致が成立してしまつた。両者は土地の所有権をめぐる利害関係では真っ向から反目しながらも、ンガティ・ムトゥンガはいかに残虐にモリオリを征服したかを主張し、モリオリは哀れな迫害を受け

てきたかを主張することで、ンガティ・ムトゥンガによるモリオリの征服という、合わせ鏡のように整合性のとれた物語が原住民土地法廷では表象されたのである。

V 部族の分類

こうしてンガティ・ムトゥンガはまんまと権利要求を成功させたわけだが、「1840年ルール」についてはさらなる検討が必要である。1830年代にモリオリを征服したわずか数年後に、タラナキ出身のマオリたちは、ンガティ・ムトゥンガとンガティ・タマとに分かれ、新たな確執が生じていたのである。ワイタンギ港の支配をめぐるこの対立は、征服時に北部のワンガロア地区を拠点としていたンガティ・ムトゥンガが、南西部のワイタンギ地区からンガティ・タマを武力によって追放するという事態にやがて発展する。

1 ワイタンギ戦争

実を言うと、この「ワイタンギ戦争」と呼ばれる内紛が起きたのは、1840年以降だった可能性が高いのである。1839年にフランスのジーン・バート号がチャタム諸島に寄港した際に、フランス人の船員とワイタンギ地区のマオリ住民との間に争いが起こり、死傷者が出るという事件の一年後に、タラナキ出身者たちの間で不協和音が生じた。シャンドによれば、この事件でンガティ・タマの有力な首長ンガトゥナの命が奪われたことが、残った首長たちの間の分断をもたらした [Shand 1892: 202–209]。ンガティ・タマが弱体化したことで、ワイタンギ地区へのンガティ・ムトゥンガの侵略が始まったのである。

チャタム諸島を1840年5月中旬から7月26日まで訪問した自然科学者ディーフェンバッハは、滞在中にンガティ・ムトゥンガとンガティ・タマとがワイタンギ地区の支配をめぐる交戦の様子を目の当たりにしていた [Dieffenbach 1841: 211–215]。彼らがチャタム諸島に到着したまさにその時、武装したンガティ・ムトゥンガがワイタンギ港の周囲に要塞を築き、ンガティ・タマを包囲していた。ディーフェンバッハたちは仲裁を試みたが、ンガティ・ムトゥンガの首長だったマレの息子が殺されたことから、和解は不可能なまでに両者の対立は悪化していた。そこでディーフェンバッハたちは、ンガティ・タマをニュージーランド会社の帆船キューバ号に乗せて、島内の別の場所に避難させることにした。ンガティ・ムトゥンガはこの避難を快く思わず威嚇の攻撃をしたが、血が流れることはなく、キューバ号は1840年6月17日に180人のンガティ・タマの人々を乗せて、無事にワイタンギから東部のカインガロアとワイケリへと避難することに成功した。

ところがシャンドによれば、ワイタンギからの避難で争いが終結したわけではなかった。ンガティ・ムトゥンガは海岸沿いにンガティ・タマを追撃する殺戮の遠征を二度行った。その後一時的な和平が結ばれはしたが、双方の首長たちがキリスト教に改宗する1842年まで、この争いが解決することはなかったのである [Shand 1893: 76–77]。

ワイタンギ条約が締結されたのは1840年2月6日のことであり、ンガティ・ムトゥンガがンガティ・タマを追放して、ワイタンギ地区の土地を手に入れたのが1840年5月以降だとするならば、「1840年ルール」の趣旨からして、ンガティ・ムトゥンガが征服によって得た土地権利は本来無効になるはずである。ンガティ・ムトゥンガが征服の権利「タケ・ラウパトゥ」を主張することには、征服によって手に入れた土地を失いかねない危険性が内在していたのである。それでは1870年の土地法廷では、「ワイタンギ戦争」についていかなる供述がなされたのだろうか。

カラカ：彼らは1836年にワンガロアに上陸すると、そこからワイタンギまで全ての土地を占拠した。ンガティ・タマはワイタンギを手に入れ、ンガティ・ムトゥンガはワンガロアを手に入れた。

判事：ンガティ・タマ部族はどこに住んでいましたか？

カラカ：ンガティ・タマはここワイタンギに住んでいた。

判事：ンガティ・タマはこの場所に長期間留まっていたのですか？

カラカ：はい。何年間だったかは、私は知らない。

判事：彼らはその後どこへ行ったのですか？

カラカ：彼らはフランスの船がここに来るまで、ここにいた。彼らは船に乗って、海へ行った。彼らは船を手に入れると、再び戻ってきた。ンガティ・タマが船と一緒に戻ってきた後に、アメリカの船とフランスの軍人がやってきた。ンガティ・タマ族のンガトゥナと他の男女が船に乗った。そこでンガトゥナは囚われの身となった。一人の女性が船から逃げると撃たれて、死体が岸に流れ着いた。ンガティ・タマの男達はワイタンギから丘へと逃げた。船からやってきた何人かの男達が、原住民を捜して上陸したが、彼らは何も見つけられなかった。それから船はンガトゥナを乗せたまま去った。ンガティ・タマは依然としてワイタンギに住んでいた。その後しばらくしてから、ンガティ・タマからポマレ（ンガティ・ムトゥンガの首長）が土地を手に入れた。ンガティ・タマは船に乗って行き、カインガロアと呼ばれる島の反対側の場所に行った。

判事：あなたはンガティ・タマと一緒に行ったのですか？

カラカ：いいえ。私はワイタンギに留まった。

判事：あなたはそれ以来どこに住んでいましたか？

カラカ：ワイタンギでンガティ・ムトゥンガと一緒に。

[CIMB1 17 June 1870, cited in WAI64 C36: 24–25]

法廷が開廷した直後の6月17日に、モリオリのンガムナンガ・カラカの反訴の証言によって、征服者たちの間で争いがあったことによろやく判事は気づいたのである。

もっともンガティ・ムトゥンガは、ンガティ・タマを征服したことを法廷で隠そうとしていたわけでは決してない。例えばテ・アワパティキの土地ブロックの聴聞で、ハムエラ・コテリキは、ンガティ・タマとの争いがあったことをあっさり認め、ンガティ・タマに対する征服を根拠に土地権利を主張していた。それどころかコテリキは、首長たちがキリスト教に改宗する時期、1842年までこの争いが続いていたと証言していた。

コテリキ：我々の主張はンガティ・タマに対する征服の権利によるものである。

我々はンガティ・タマからそれを手に入れ、我々ンガティ・ムトゥンガはそれを手に入れた。私の父と弟は、この土地に最初に上陸して手に入れた時にはンガティ・タマと一緒にいた。[中略] キリスト教が導入されたことで、ンガティ・タマとケケレワイ部族をチャタム諸島からすっかり追い出すということを私は妨げられた。

ラカタウ：あなたがこの土地を最初に手に入れたというのは本当ですか？

コテリキ：はい。

ラカタウ：この土地があなたに属しており、ンガティ・タマから武力で手に入れたというのは本当ですか？

コテリキ：はい。

判事補佐官：あなたがこの土地を本当に手に入れたのはいつからのことですか？

コテリキ：キリスト教が島に導入された時から我々は土地を静かに保持してきた。

判事補佐官：あなたたちがンガティ・タマ族と戦争していた時、あなたたちは彼らから彼らの土地全てを手に入れたのですか？

コテリキ：いいえ。我々はワイタンギと今審議中の土地ブロックを手に入れた。

[CIMB1 20 June 1870, cited in WAI64 C36: 36–38]

モリオリの指導者ヒラワヌ・タブもまたワイタンギ戦争の時期について、法廷で証言していた。しかしモリオリが「1840年ルール」について習熟していなかったことは、またもや大きな仇となっていた。ヒラワヌ・タブは、ポマレ首長率いるンガティ・ムトゥンガによるワイタンギの征服が、1839年だったと証言してしまうという致命的な失態を犯していたのである。

ウィ・ナエラとンガティ・ムトゥンガは、ワンガロアに住んでいた。ンガティ・タマはワイタンギに住んでいた。ワンガロアの首長はポマレ、ワイタンギの首長はンガトゥナと呼ばれていた。1839年に、ポマレはンガティ・タマの人々からワイタンギを手に入れた。私はその時ワイタンギに住んでいた [CIMB1 17 June 1870, cited in WAI64 C36: 27]。

はたしてワイタンギ戦争が起きたのは、いつだったのだろうか。ディーフェンバツハの記録によれば 1840 年 6 月前後であり、ヒラワヌ・タブの証言によれば 1839 年である。だが今となつては、ワイタンギ戦争が正確にいつだったかを資料によって究明するのは困難である。ここでの問題は、ヒラワヌ・タブがワイタンギ戦争の日時は 1839 年だったと証言していた点につきる。ンガティ・ムトゥンガの征服の権利を覆すうえで、またとない材料がありながら、ヒラワヌ・タブはここでもンガティ・ムトゥンガの主張を強化するような証言をしてしまったのである。判事が判決を下すにあたって、おそらくこの時のヒラワヌ・タブの証言は決定的だった。その後の裁判記録をみる限り、テ・アワパティキの土地ブロックの聴聞以降、判事がワイタンギ戦争の日時を特定しようと試みた形跡はみられない。ンガティ・ムトゥンガの反訴者であるモリオリが、ンガティ・ムトゥンガによるンガティ・タマの征服が 1840 年以前だと主張しているのだから、判事にとってこれ以上ワイタンギ戦争の日時を特定しようとするのは無駄な努力になる。

ンガティ・ムトゥンガによるモリオリの征服の時とは事情が異なり、ワイタンギ戦争について両者の供述は時期という点に関して微妙に食い違つてはいた。ンガティ・ムトゥンガの中には、自らに不利になる証言をする仲間がいたのに対して、むしろモリオリの方がンガティ・ムトゥンガの立場を擁護するような証言をしていたのである。結局判決では、ワイタンギ戦争の時期と「1840 年ルール」の問題は十分に考慮されることはなく、モリオリとンガティ・タマに対する征服の権利を通じて、ワイタンギ地区の土地権利を主張するというンガティ・ムトゥンガの訴えが全面的に受け入れられたのである。

ワイタンギ戦争をめぐる証言で最も興味深いのは、タラナキ地方出身のマオリの諸部族が必ずしも一枚岩ではなかったという点である。モリオリのヒラワヌ・タブが、法廷で証言した所では、「この島に到着したニュージーランド人は、ンガティ・ムトゥンガとンガティ・タマとケケレワイ *Kekerewai* とンガティ・アウルトゥ *Ngatiaurutu* の四つの異なる部族から成っていた。あるものはワイタンギに住み、他の人々は島の反対側のワンガロアに住んだ」という [CIMB1 1870 June 17, WAI64 cited in C36: 26]。

1864 年 4 月 1 日に駐在官のトーマスが行ったセンサスでも、上記の三つの集団がはっきりと区別されていた⁷。つまりタラナキから来たマオリには、ンガティ・ムトゥンガとンガティ・タマだけでなく、ケケレワイという第三の勢力が存在していたのである。

シャンドもまた、「タラナキ・マオリ」がンガティ・タマとンガティ・ムトゥンガとケケレワイの三つの部族集団から成り立っていると考え、「これら三つ全ての部族は血統と婚姻のつながりによって、お互いに深い親戚関係にあり、大きなンガティ・アワ族 *Ngati Awa* の一部を形成していた」と述べている [Shand 1892: 90]。三つの部族集団が「深い親戚関係にあった」という、シャンドの指摘は大変重要である。

⁷ 例えば 1864 年の時点で、ンガティ・ムトゥンガの他に、カインガロアには 64 人のケケレワイと 52 人のンガティ・タマの住民が居た事が記録されている [WAI64 N3: 11]。

例えばシャンドは、ワイタンギ戦争で敵対していた双方の指導者だったケケレワイ族の最高位の首長であるパマリキ・ラウモアとンガティ・ムトゥンガの首長ウィ・ピティ・ポマレとは親戚であり、戦闘で命を失ったポマレの息子テ・アヒパウラはパマリキ・ラウモアの従兄弟の息子だった事実を挙げている [Shand 1893: 75–6]。三者が血縁によって深く結びついていたことは、土地法廷でンガティ・ムトゥンガのハムエラ・コテリキが、ワイタンギ戦争を「家族内のけんか」と呼んでいたことから明らかである。

第一に発見の権利によって、第二に武力によって、私はこの土地の権利を主張する。西側のブロックの一部は、我々の家族内のけんか [family quarrels] で、我々が手に入れた。これはンガティ・タマから手に入れたものだった [CIMB1 20 June 1870, cited in WAI64 C36: 44]。

それぞれの部族が深い親戚関係にあるということは、西欧人にとってみれば、部族を分類する際につねに困難が付きまとうということでもあった。シャンドはある論文で、ケケレワイはンガティ・タマの分派 (branch) [Shand 1893: 75] だと述べていたにも関わらず、同じ論文の別の箇所ではンガティ・ムトゥンガの下位区分 (sub-section) [Shand 1892: 90] だと述べていた。チャタム諸島で人生の大半を過ごしたシャンドですら、隣人のマオリの部族構成を把握する際には混乱していたのである。

歴史家バララによれば、ニュージーランドでは 19 世紀に、センサスや税の徴収など、ことあるごとに政府の役人が体系的に部族を分類しようと試みてきた [Ballara 1998]。だがこうして作られた部族リストは、作成者によってあまりにも多くの食い違いがあり、無数のバリエーションが存在していた。これは決してリストを作る側の都合によって、「イウィ *Iwi*」(最大規模の部族集団) や「ハプ *Hapu*」(イウィの下位集団) がでっち上げられたということではない。マオリにとって同時に複数の部族に帰属するのは珍しくないことであり、征服とその後の婚姻を通じてある部族が他の部族を吸収合併したり、ある親族集団が部族として新たに独立するということは、19 世紀には頻繁に起きていた。

例えばニュージーランド南島において最大規模の部族だと言われるンガティ・タフは、ンガティ・マモーを吸収することで成立したイウィだという事例をバララは示している。この吸収された集団が部族として認識されれば、ンガティ・マモーは「ハプ」として部族リスト上では分類されていただろう。同じようなことは、19 世紀にニュージーランド全土で起きていた。そしてバララによれば、地方ごとに年代別の部族リストを比較してみると、1870 年を境にして部族の数は最大になり、その後は減少していく傾向が顕著だったという [Ballara 1998: 77–79]。これには原住民土地法廷の影響があったのは明白である。

そもそもバララによれば、マオリは 19 世紀半ばまでは、ある特定の祖先の子孫という言い方を好み、部族への帰属意識は希薄だったという。さらに祖先は一人ではない以上、

どの祖先を選ぶかは状況や目的に応じて変わるものでもあった [Ballara 1998: 32]。ところが原住民土地法廷という新たなシステムの出現によって、部族への帰属を単一なものに固定するという要求が生まれたのである。土地法廷の裁判記録の矛盾しているように見える供述からは、部族への帰属に対するマオリの人々の混乱を読み取ることができる。

チャタム諸島で注目すべきは第三の勢力、ケケレワイの動向である。チャタム諸島におけるケケレワイの立場は、はっきりしないものだった。ワイタンギ戦争を目撃したディーフェンバッハは、ケケレワイはンガティ・タマと行動をとともにして、ワイタンギから避難したと記録している [Diefenbach 1841: 215]。一方でシャンドの論文や土地法廷でのンガティ・ムトゥンガの首長トエンガの証言によれば、ケケレワイはワイタンギ戦争の際に中立を保っていたという [CIMB1 1870 June 20, cited in WAI64 C36: 41; Shand 1893: 75]。

ところがこの戦争で、ケケレワイの最高位の首長だとシャンドが言及していたパマリキ・ラウモアは、1870年の土地法廷でンガティ・ムトゥンガへの帰属を二度も表明していたことが記録されている [WAI64 C36: 33, 50]。ケケレワイがンガティ・ムトゥンガとンガティ・タマのどちらに近い部族だったかは、語り手によって解釈が異なり、簡単には結論できそうもない。だがシャンドの論文を持ち出すまでもなく、裁判記録には、同一の人物が異なる部族への帰属を表明していた証言が豊富に残されているのである。

1870年の土地法廷のテ・マタラエの土地ブロックの聴聞では、ンガティ・ムトゥンガとケケレワイは土地権利をめぐる敵対関係にあった。ンガティ・ムトゥンガの首長の一人であるトエンガとアピティアはタラナキに帰還していて、チャタム諸島を不在にしていた間に、ケケレワイの首長のラカタウが同意なしに勝手に土地を事前調査し、権利を手に入れようとしていたことに不満を訴えていた。ところがラカタウは証言の冒頭で、「私はケケレワイ部族に属している」と述べておきながら後に前言を翻して、「我々ンガティ・タマはここや、その他の場所に住んでいた。ワンガロアからケケレワイ部族がここにやってきた。彼らがここに来た目的は土地だった」と述べ、自分がケケレワイではないかのような物言いをしていたのである [CIMB1 18 June 1870, cited in C36: 32-33]。

ラカタウの変節はとどまるところを知らなかった。ラカタウはテ・マタラエの聴聞では、ンガティ・タマのロパタとモリオリのカラカを味方につけ、自分の主張を裏付ける証言を得ることで有利な判決を引き出すことに見事に成功していた一方で、ワイタンギ港を含むケケリオネの土地ブロックでは、今度はンガティ・ムトゥンガの首長ポマレと同盟を組み、共同権利要求者に名を連ねていたのである。その後ラカタウは、ンガティ・ムトゥンガの一員として周囲の仲間から認められるようになっていったことが窺える。1888年に開かれた土地法廷では、ンガティ・ムトゥンガのハムエラ・コテリキは、「なぜラカタウは1870年にケケレワイのハプのメンバーだと自分自身を呼ぶことを選んだのかわからない」と証言していた [CIMB1 23 January 1888, cited in WAI64 F5: 16]。

おそらく征服直後の1835年の時点では、ケケレワイは血縁の上ではンガティ・ムトゥ

ンガにより近かったが、ワイタンギ戦争を経てンガティ・タマとの結びつきを深めていったのだろう。だがケケレワイの中には、ラカタウのように土地法廷をきっかけにして、再びンガティ・ムトゥンガとの同盟を選んだ者もいたのである。それもそのはず、ンガティ・タマは 1860 年代後半にタラナキに帰還した後、大多数がチャタム諸島には戻ることにはなかったのであり、1870 年の土地法廷の証言ではンガティ・タマを名乗ったのは、ラカタウとロパタのわずか二人しか記録されていない。

ラカタウやパマリキの事例が示すように、ンガティ・タマが脱落した後、1870 年以降ケケレワイはンガティ・ムトゥンガに近づき、チャタム諸島の「タラナキ・マオリ」はいよいよンガティ・ムトゥンガで一色に染めつくされていった。それに伴って、いつしかンガティ・タマとケケレワイという言葉は、チャタム諸島から姿を消していくことになる。1881 年のセンサスでは、チャタム諸島には 77 人のンガティ・ムトゥンガがいたが、ケケレワイだと見なされたマオリは 2 人だけになっていた [AJHR 1881 G3]。法廷の証言が示す通り、チャタム諸島においては、相互に深い血縁関係を持つ「タラナキ・マオリ」の諸部族は所属と同盟を不断に渡り歩いていたが、原住民土地法廷という新しいシステムの出現をきっかけとして、しだいに部族への帰属は単一なものへと固定されていったのである。

2 ハーフカースト

それではもう一方の当事者であるモリオリの状況はどうなっていたのだろうか。注目すべきは原住民土地法廷における、ンガティ・ムトゥンガとモリオリの混血の子孫、「ハーフカースト (half-caste)」に対する一連の処遇である。原住民土地法二条の定義によれば、「原住民とは、ニュージーランドの植民地内のアボリジナルな原住民を意味しており、原住民の全ての子孫とハーフカーストを含める」とあり [AJHR 1871 A2: 9]、土地法廷はハーフカーストが原住民として土地権利を得ることを原則的には認めていた。

1867 年の土地法廷の予備調査では [AJHR 1867 A4: 7]、チャタム諸島に 20 人のハーフカーストの住民が居たことが記録されており、1870 年の土地法廷においては数人のハーフカーストが権利を訴えていた。テ・アワパティキの土地ブロックの聴聞では、ハーフカーストを代表してヘタ・ナムが以下のように主張した。

私はンガティ・ムトゥンガ族に属している。私の母はモリオリだった。私はオウエンガで生活している。これはモリオリの集落である。[中略] このブロックには約 10 人のモリオリが住んでいる。私の父はハムエラの父とンガティ・タマ族と一緒に来て、その時に土地を最初に手に入れた。父方の発見の権利を通じて私は権利を主張する。父はオウエンガのこの土地で暮らし、死に、埋葬された。私はそこにいつも住んでいた。このことから、私はその土地が自分のものだという知識を引き出している [CIMB1 22 June 1870, cited in WAI64 C36: 45]。

このケースでは、ハーフカーストのヘタ・ナムは、母方のモリオリではなく父方のンガティ・ムトゥンガを通じて、ンガティ・ムトゥンガが過去に手に入れた土地への権利を申し立てていた。ところがヘタ・ナムは聴聞でンガティ・ムトゥンガのハムエラ・コテリキとアピティアからモリオリであることを名指しされ、ンガティ・ムトゥンガの共同権利要求者となることを拒絶されてしまった。結局テ・アワパティキの土地ブロックの判決では4人のンガティ・ムトゥンガに対して32,876 エーカーの土地権利が認められ、一方でヘタ・ナムには、ンガティ・ムトゥンガの土地ではなくモリオリのために特別に設けられたわずか2,000 エーカーのリザーブ内に権利が認められるにとどまった [CIMB1 24 June 1870, cited in WAI64 C36: 49]。1870年の時点では、ハーフカーストのモリオリがンガティ・ムトゥンガの土地に対して権利を訴えることをローガン判事は認めなかったのである。

1870年以降チャタム諸島では、相続に伴う土地の分割を扱うことが土地法廷の主な任務となった。そうした時に土地法廷は、ンガティ・ムトゥンガが得た部族のリザーブに対してハーフカーストの子孫が権利を訴えるという新たな課題に直面することになった。

1900年にチャタム諸島で開かれた原住民土地法廷のケケリオネの土地ブロックの聴聞で、ハーフカーストであるラケテ・ティペネは、「私の父のティペネはマオリでした。私はモリオリの母を通じてではなく、父を通じて権利を訴えます」と述べ [CIMB2, cited in WAI64 J6: 50]、父方の祖先を通じてンガティ・ムトゥンガの土地に対する権利を主張した。結果的にラケテはンガティ・ムトゥンガのリザーブ内に340 エーカーの土地権利を得ることになったのだが、この時の判決でエドガー判事は以下のような見解を示した。

ハーフカーストのマオリとモリオリは、マオリの土地に対して権利を持たないと以前の法廷で決定されたと言われてきた。しかしながら裁判記録には、そのような決定は明確には記録されていない。マオリの親に帰属している土地から、ハーフカーストを排除する理由は現在の法廷では一切見あたらない。もちろんハーフカーストは、彼のマオリの親を通じてモリオリの土地に対する権利は持たないし、モリオリの親を通じてマオリの土地に対して権利を持つことはない。だがどちらかの親を通じて親が権利を持っていた土地を継承することから、ハーフカーストが閉め出されるのには何の理由もない。それゆえ法廷は、マオリの親を通じて権利を示すことができるハーフカーストのモリオリを実質所有者のリストに含めることを認めるつもりである [CIMB3 19 March 1900, cited in WAI64 J6: 62]。

この1900年のエドガー判決は、チャタム諸島における民族状況を考える上で極めて画期的な意味を持っていた。それ以前までは、モリオリの祖先を持つ者はモリオリのリザーブにしか土地権利を得られないと考えられてきたのに、その原則が覆ったのである。

1870年の土地法廷でンガティ・ムトゥンガの土地への権利を主張してローガン判事に却

下されたハーフカーストのヘタ・ナムの息子のタミハナ・ヘタが、1916年にンガティ・ムトゥンガ側の祖先を通じてンガティ・ムトゥンガの土地に対する権利を訴えたケースは興味深い。タミハナ・ヘタは、ンガティ・ムトゥンガの祖父ヘレウィニがいることを後になってから知り、1916年にンガティ・ムトゥンガの土地への権利を訴えたが、かつてヒラワヌ・タブの死後に生じた1906年の相続の争議でモリオリの土地への権利を得た記録があったために主張が認められなかった。ウェリントンで開かれた原住民控訴裁判所の聴聞でパーマー首席判事は1916年5月に以下のように述べた。

マオリの慣習に従えば、一人の妻の子供たちが別の妻の子供達よりも好まれるというケースが数多くあった。なぜならマオリは母方の人々と深い関わりを持っていて、自らの血のなかに奴隷だったという汚点を持つ子供たちが、そのような傷を一切持たない子供達と対等だと位置づけられるべきだという考え方をマオリの人々は心の底から嫌悪していた。このケースでは、レウマの子供たち〔タミハナ・ヘタのこと〕が完全にモリオリの側の人々に自分自身を関連づけていたのは明白である [Maori Land Court Christchurch 1916, cited in WAI64 A10: 105]。

エドガー判決を分水嶺として、1900年以降チャタム諸島ではハーフカーストの子孫たちにとってンガティ・ムトゥンガとモリオリという二分法は新たな局面を迎えることになった。チャタム諸島で相続可能な土地のうち97%はンガティ・ムトゥンガが握り、モリオリのための枠は3%しかないという時に、タミハナのようにモリオリの祖先を通じてモリオリの土地に権利を申し立てるという前歴を持つことで、ンガティ・ムトゥンガの土地に対して権利を得る資格を失ってしまう可能性があるとしたら、ハーフカーストの人々にとってみれば、複数の祖先の中からあえてモリオリを選択してモリオリの子孫だと法廷で名乗るのには相当なリスクが伴うことになる。彼らがモリオリとして生きる道を選ぶことは可能なはずだったが、20世紀初頭の時点ではそうはならなかった。両方の祖先を持つハーフカーストの子孫たちがンガティ・ムトゥンガの側の祖先を選択することを後押しする物質的条件が見事に整ったのである。

1901年のセンサスで、モリオリを名乗った31人のうちハーフカーストは18人だったが [Dadekszen 1902: 129]、1926年には純血のモリオリは3人になり、ンガティ・ムトゥンガとのハーフカーストの中でモリオリを名乗った者はわずか5人にまで減少していた [Census and Statics Office 1927: 8]。1870年の原住民土地法廷が97対3というンガティ・ムトゥンガに圧倒的に有利な裁定を下さずに、ンガティ・ムトゥンガとモリオリに50対50の割合で土地を与えていたとしたら、モリオリの祖先を選択するハーフカーストの子孫がこれほど少なくなることはなかったのかもしれない。

その後チャタム諸島において、ンガティ・ムトゥンガとモリオリとの混血は一層進み、

それに伴ってハーフカーストの子孫たちの中でモリオリを選ぶ者は減少の一途をたどることになった。1933年には最後の純血のモリオリとして知られるトミー・ソロモンが死去したことをもって、モリオリの名を名乗る原住民は皆無になった。モリオリは絶滅した民族として、ニュージーランドの正史にその名を刻まれることになったのである⁸。

VI おわりに

原住民土地法廷の裁判記録には、人類学が誕生してまだ間もない1870年代というはるか昔から、慣習について法廷で語る営みが意欲的に行われていたことが豊富に記録されている。その意欲のあまりの強さゆえに土地法廷での証言の真正さに疑いの目を向ける人類学者さえいたほどである [Fletcher 1930: 316]。

だが筆者は、原住民土地法廷が土地所有権の認定という重要な機能を担っていたからこそ、法廷で語られたことには高い資料的価値があるのだと考えている。社会関係から切り離して孤立した事象として慣習を記述し、それを客観的特性であるかのように扱うのは適切ではない。チャタム諸島の事例では、法廷で慣習について語るということは露骨に経済的利害と直結していた。この場合、土地所有権をめぐる争いが個人の経済的利害の対立としてではなく、部族の慣習の違いとして法廷で表象されたという点が重要である。

原住民土地法廷という新しい社会的システムの導入を契機として、モリオリとンガティ・ムトゥンガの証言者たちはお互いの部族の慣習の差異について意識するようになったのである。「祖先の権利」「占有の権利」「征服の権利」の三つについてそれぞれの部族がとってきた行動が、部族の慣習に照らした時に適切だったかどうかを立証することが法廷では求められた。証言者たちは部族の近代史をふりかえり、境界を接する他部族との関係性の下で自分たちの部族の慣習のユニークさを再認識し、その慣習の正統性を主張することによって土地所有権を訴えたのである。

本論では、この貴重な一次資料に記録された証言に着目することで、モリオリとンガティ・ムトゥンガという二つの部族が、原住民土地法廷での対決を経て法的主体として部族を確立していった過程について明らかにしてきた。個人所有の概念が無かった部族の土地に境界線を引く作業は、まさしく部族間の境界を定義していくことと表裏一体だった。ニュージーランドの土地に原住民として所有権を主張しようとするならば、マオリは祖先の代からの部族の一員であることを立証しなければならなくなり、マオリの土地には祖先の名前とともにその所有者が帰属していた部族の名前が刻印されることになった。

⁸ 1980年代にニュージーランドで先住民マオリの復権運動が盛んになると、その熱狂はチャタム諸島にも及んだ。モリオリの混血の子孫たちが中心となって民族の名乗りを挙げ、1988年に先住民の部族「イウィ」としての承認を求める訴えをワイタンギ審判所に申し立てた。2001年にはその訴えが全面的に認められ、モリオリは民族としての復活を果たした。

後半部で論じたように、原住民土地法廷で相続が課題となった 1870 年以降のチャタム諸島では、部族への帰属は共同体というよりは個人の選択の問題であることが一層明白になっていった。もちろん個人の選択とは言っても選択肢は無限ではなく、選択可能な祖先には制約があった。だが証言者たちの中には、その可能な選択肢の範囲内でより有利な判決を引き出すために部族の帰属を移り変わる人もいたのである。

象徴的なのはケケレワイの動向である。原住民土地法廷以前は、ケケレワイは独立した勢力であったことが推測されるが、ケケレワイの成員だと名乗っていた証言者たちは 1870 年以降ンガティ・ムトゥングの一員になることを選んでいった。またモリオリは純血という意味では 1933 年に絶滅したが混血の子孫は数多く残っていた。ところが土地の分配において圧倒的に不利な状況があったために、祖先にンガティ・ムトゥングとモリオリを持つーフカーストの子孫の多くはンガティ・ムトゥングになることを選んだ。

チャタム諸島では部族間の境界生成の過程は、共同所有から個人所有制への移行の舞台となった原住民土地法廷を抜きにしては語れないものだった。部族に対する主観的な帰属意識は、部族間の境界を生成維持する原住民土地法廷というシステムにおいて作用する。バルトが論じたように、民族集団は行為者その人による帰属、および同定という行為によって作りあげられる範疇なのである [Barth 1969: 10]。

参考文献

Ballara, Angela

1998 *Iwi: The Dynamics of Maori Tribal Organisation from c.1769 to c.1945*. Victoria University Press.

Barth, Frederik

1969 *Ethnic Groups and Boundaries: The Social Organization of Culture Difference*. Universitetsforlaget.

Census and Statistics Office

1927 *Dominion of New Zealand. Population Census, 1926*. W.A.G. Skinner, Government Printer.

Dadekszen, E.J. Von

1902 *Report on the Results of a Census of the Colony of New Zealand Taken for the Night of the 31th March, 1901*. John Mackay, Government Printer.

Dieffenbach, Ernest

1841 An Account of the Chatham Islands. *Journal of the Royal Geographical Society of London* 11: 195–215.

Firth, Raymond

1929 *Primitive Economics of the New Zealand Maori*. Routledge.

Fletcher, Henry John

1930 A Review of the Toi-kai-rakau Genealogies. *Journal of the Polynesian Society*.
39(156): 315–321.

Hunt, Frederick

1866 *Twenty-five Years' Experience in New Zealand and the Chatham Islands: An Autobiography*. William Lyon, Willis Street.

Selwyn, George Augustus

1849 *A Journal of the Bishop's Visitation Tour through his Diocese, Including a Visit to the Chatham Islands, in the Year 1848*. The Society for the Propagation of the Gospel.

Shand, Alexander

1892 The Occupation of The Chatham Islands by The Maoris in 1835. *Journal of the Polynesian Society* 1(2): 83–94, 1(3): 154–163, 1(4): 202–209.

1893 The Occupation of The Chatham Islands by The Maoris in 1835. *Journal of the Polynesian Society* 2(2): 74–86.

1894 The Moriori People of the Chatham Islands: Their Traditions and History. *Journal of the Polynesian Society*. 3(2): 76–92.

Sinclair, Keith

1959 *A History of New Zealand*. Penguin Books.

Skinner, Henry

1923 *The Morioris of Chatham Islands*. Bishop Museum.

Waitangi Tribunal

2001 *Rekohu: A Report on Moriori and Ngati Mutunga Claims in the Chatham Islands*. Waitangi Tribunal.

<公的記録資料>

AJHR: Appendices to the Journal of the House of Representatives, 1856–1951

1866 A13: Papers Relative to the Sitting of the Compensation Court at New Plymouth, and the Settlement out of Court of Claims.

1867 A4: Report on the Chatham Islands by Mr. Halse.

1871 A2: Memorandum on the Operation of the Native Lands Court by William Martin.

1881 G3: Census of the Maori Population, 1881.

1890 G1: Opinions of Various Authorities on Native Tenure.

- WAI64: Evidence Presented to the Waitangi Tribunal in Respect of Chatham Islands Claims
- WAI64 A10: Bryan Gilling “The Native Land Court in the Chatham Islands”, Report Commissioned by Te Iwi Moriori Trust Board, September 1993.
- WAI64 A16(a) doc1.12: Michael King. *Moriori: A People Rediscovered*, Auckland: Viking.
- WAI64 A16(a) doc1.16: Captain Thomas to Colonial Secretary, 23 June 1870, RM's Record Book, JC-CI/1, National Archive.
- WAI64 C36: Native Land Court “Minutes of Sitting of Court in Chatham Islands”, 1870.
- WAI64 F5: Grant Phillipson “Report on Tribunal Queries”, September 1994.
- WAI64 J6: Richard Boast “Ngati Mutunga and Chathams”, 27 March 1995.
- WAI64 N3: Tony Walzl “Response to Crown Evidence on the Land Court and the Chatham Islands”.

(2012年3月11日採択決定)